

羽幌町医療助成制度が変わります

北海道と羽幌町では乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等・ひとり暮らしの老人などの方の医療費について、本人が負担すべき医療費の一部を助成してきました。しかし、この度、急速な高齢化の進行や少子化対策などのニーズに対応するため下記のとおり改正になります。

乳幼児医療給付事業 【適用年月日 平成16年10月1日以降】

■ 対象年齢を小学校入学前まで拡大

乳幼児医療費の助成期間が、入院・通院ともに小学校入学前まで拡大されました。

現時点で助成期間が終了している平成10年4月2日～平成10年9月1日生まれの方も平成16年10月1日から該当になります。

■ 1割負担の導入

3歳未満の方及び3歳以上の住民税非課税世帯の方は、初診時一部負担金のみ負担となりますが、3歳以上の住民税課税世帯の方は、1割負担となります。

		改正前	改正後
3歳未満	入・通院	● 本人負担分なし (道と町で全額負担)	● 2割自己負担のうち、初診時一部負担金(医科580円:歯科510円)は本人負担、それ以外は道と町で負担
3歳以上	入院	● 本人負担分なし (道と町で全額負担)	● 住民税課税世帯の方は、3割自己負担のうち1割を本人が負担、2割を道と町で負担 本人の1割負担上限(入院40,200円/月:通院12,000円/月)
	通院	● 助成措置なし (本人が3割負担)	● 住民税非課税世帯の方は、3割自己負担のうち、初診時一部負担金(医科580円:歯科510円)は本人負担、それ以外は道と町で負担
助成期間		● 入院～6歳到達月の月末まで 通院～3歳到達月の月末まで	● 入院・通院ともに、6歳に達した日以降の最初の3月31日(小学校入学前)まで

いずれも所得制限があり、基準額を超えた場合は助成の対象にはなりません。

重度心身障害者医療給付事業 【適用年月日 平成16年10月1日以降】

■ 1割負担の導入

重度心身障害者の方の本人負担は初診時一部負担金(留萌管内医療機関受診の場合は町負担)のみでしたが、今回の改正で本人負担が1割負担となります。ただし、3歳未満の方と住民税非課税世帯の方は、初診時一部負担金のみ本人負担となります。

		改正前	改正後
入院・通院		● 本人負担は、初診時一部負担金(医科580円:歯科510円)のみ ただし、留萌管内医療機関で受診の場合は無料	● 住民税課税世帯の方は3割自己負担(注)のうち1割を本人が負担、2割(注)を道と町で負担 本人の1割負担上限(入院40,200円/月:通院12,000円/月) ● 住民税非課税世帯の方及び3歳未満の方は、3割自己負担(注)のうち、初診時一部負担金(医科580円:歯科510円)は本人負担、それ以外は道と町で負担 留萌管内医療機関で受診の場合も本人負担

注 一般の方は3割負担ですが、3歳未満の方は2割負担、65歳以上の方は1割又は2割負担です。

注 注の2割負担の方は、道と町で負担する分は1割、1割負担の方は道と町で負担する分はありません。

いずれも所得制限があり、基準額を超えた場合は助成の対象にはなりません。

ひとり親家庭等医療給付事業 【適用年月日 平成16年10月1日以降】

- 母子家庭から父子家庭を含むひとり親家庭へと拡大
これまで対象となっていたのは母子家庭の方のみでしたが、10月からは父子家庭の方も対象となります。
- 羽幌町単独事業の廃止
羽幌町の単独事業として、母子家庭の母親に係る通院（歯科除く）及び寡婦に係る入院・通院（歯科除く）の助成をしてきましたが、10月からは廃止となります。
- 1割負担の導入
重度心身障害者の方と同じく本人負担は初診時一部負担金（留萌管内医療機関受診の場合は町負担）のみでしたが、今回の改正で本人負担が1割負担となります。ただし、3歳未満の方と住民税非課税世帯の方は、初診時一部負担金のみ本人負担となります。

		改正前	改正後
対象		<ul style="list-style-type: none"> ● 母子家庭の親子 子は18歳到達日以降最初の3月31日までにある方（学生の場合は20歳まで） ● 寡婦（50歳～65歳）で住民税非課税の方 	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子家庭及び父子家庭の親子 子は18歳到達日以降最初の3月31日までにある方（学生の場合は20歳まで）
親	入院	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人負担は、初診時一部負担金（医科580円：歯科510円）のみ ただし、留萌管内医療機関で受診の場合は無料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民税課税世帯の方は3割自己負担のうち1割を本人が負担、2割を道と町で負担（本人の1割負担上限 40,200円/月） ● 住民税非課税世帯の方は、3割自己負担のうち、初診時一部負担金（医科580円：歯科510円）は本人負担、それ以外は道と町で負担（留萌管内医療機関で受診の場合も本人負担）
	通院		
子	入・通院	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人負担は、初診時一部負担金（医科580円：歯科510円）のみ ただし、留萌管内医療機関で受診の場合は無料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民税課税世帯の方は3割自己負担（注）のうち1割を本人が負担、2割（注）を道と町で負担 本人の1割負担上限（入院40,200円/月：通院12,000円/月） ● 住民税非課税世帯の方及び3歳未満の方は、3割自己負担（注）のうち、初診時一部負担金（医科580円：歯科510円）は本人負担、それ以外は道と町で負担 留萌管内医療機関で受診の場合も本人負担
寡婦	入・通院	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人負担は、初診時一部負担金（医科580円：歯科510円）のみ ただし、留萌管内医療機関で受診の場合は無料 	<ul style="list-style-type: none"> ● 寡婦の助成なし（本人が3割負担）

注 一般の方は3割負担ですが、3歳未満の方は2割負担です。

注 注の2割負担の方は、道と町で負担する分は1割です。

いずれも所得制限があり、基準額を超えた場合は助成の対象にはなりません。

老人医療給付特別対策事業（道老） 【適用年月日 平成16年8月1日以降】

- 制度の廃止
今まで、65歳から69歳までの方が対象でしたが、昭和14年7月31日以前に生まれた65歳から69歳までの方となりました。さらに、助成を受けられる期間が、平成20年3月31日までに受けた診療分までとなります。（平成20年3月31日で廃止）

▶ 問合せ先 / 町民福祉課国保医療年金係（☎ 2-1211 内線 106・107）